公益通報の促進に向けた事業者の義務/禁止事項と消費者庁の行政措置

資料６

	平成16年原始法	令和２年改正	本検討会の論点
事業者の義務・禁止事項	事業者の体制整備	従事者指定義務	
		体制整備義務 （必要な措置の内容は法定指針で規定） 内部通報窓口の設置 内部規程の策定 体制の周知 利益相反の排除 探索行為の防止　等	事業者の体制について労働者・派遣労働者への周知義務を明確化（周知事項を法定指針で規定）
			体制整備義務 （左記に同じ）
	従事者	公益通報者を特定する情報の守秘義務/違反時の刑事罰	
	公益通報を理由とする不利益取扱いの禁止		違反した個人・法人に対する刑事罰の導入
			通報者の探索行為/通報妨害行為の禁止を規定
消費者庁	行政措置 （指導・助言・勧告・勧告に従わない場合の公表）		従事者指定義務違反に対する 命令権・立入検査権・刑事罰の導入